

参 考 資 料

みなべ町長期総合計画審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、みなべ町長期総合計画を立案するため、審議会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の長期総合計画に必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 諸団体の代表者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会には、会長 1 人、副会長 2 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 審議会の事務を処理するため、企画管財課に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する

みなべ町長期総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

番号	氏名	役職
1	天 野 仁	みなべ町青少年育成町民会議会長
2	伊 藤 武 好	みなべ町長寿クラブ連合会長
3	植 田 英 明(会長)	みなべ町商工会長
4	大 野 征 生	みなべ町教育委員会委員長
5	小 川 猛	みなべ町議会梅の里まちづくり政策調査特別委員会委員長
6	尾 崎 剛 通	みなべ町長期総合計画住民会議会長
7	尾 崎 泰 弘	みなべ町区長会長
8	河 邊 信 吉	みなべ町民生児童委員会会長
9	串 野 勝 一	みなべ町長期総合計画住民会議会長補佐
10	小 田 康 子	清川婦人会長
11	小 山 智 久	みなべ町小中学校長会世話人(岩代小学校長)
12	鈴 木 操	みなべいなみ農業協同組合長
13	泰 地 一 郎	みなべ町観光協会会長
14	谷 川 英 子	上南部婦人会長
15	寺 谷 恵 子	食生活改善推進協議会長
16	永 井 恵 子(副会長)	南部婦人会長
17	中 早 大 輔	青年クラブみなべ会長
18	西 定 吉	みなべ町農業振興協議会長
19	西 川 弘 海	みなべ町社会福祉協議会長
20	西 口 圭 子	高城婦人会長
21	西 野 正 和	南部町漁業協同組合長
22	原 正 昭	みなべ町備長炭生産者組合長
23	平 井 克 美(副会長)	みなべ町農業委員会会長
24	松 本 信 明	みなべ川森林組合長
25	松 本 美小夜	みなべ町長期総合計画住民会議会長補佐

長期総合計画諮問書

みなべ第3916号

平成18年8月4日

みなべ町長期総合計画審議会

会長 植田英明様

みなべ町長 山田五良

みなべ町長期総合計画基本構想、基本計画について（諮問）

地方自治法の規定に基づき、みなべ町においても総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想、基本計画からなる、みなべ町長期総合計画を策定しなければなりません。長期総合計画は、新町建設計画を包含し、さらに発展させた計画として、みなべ町の行政を運営する際の根幹であり、各分野の個別計画を策定するにあたっての指針となるべきものであります。

みなべ町の新たなまちづくりを確実に推進していくため、速やかに策定する必要がありますので、ご審議いただきたく諮問いたします。

長期総合計画答申書

平成18年12月4日

みなべ町長 山田五良様

みなべ町長期総合計画審議会
会長 植田英明

みなべ町長期総合計画基本構想・基本計画案について（答申）

平成18年8月4日付みなべ第3916号により本審議会に諮問された「みなべ町長期総合計画基本構想・基本計画案の策定」について、別冊のとおり答申します。

なお、基本構想・基本計画の具体化に向けて、住民参画のもと協働でまちづくりが進められることを希望します。

策定の経緯

		住民会議	庁内体制	審議会	町議会	その他
平成 17 年度	11月					
	12月	第1回会議 (15日)				
	1月	第2回会議 (23日)	第1回ワーキング (23日)			
	2月	第3回会議 (9日)				
	3月	第4回会議 (2日)	第2回ワーキング (22日)			
平成 18 年度	4月	第5回会議 (25日)				
	5月	第6回会議 (25日)	第3回ワーキング (9日)			
	6月					
	7月		第1回策定委員会 (11日)			
	8月		第2回策定委員会 (11日)	第1回審議会 (4日)		
	9月			第2回審議会 (11日)		
	10月		第3回策定委員会 (11日)	第3回審議会 (30日)		
	11月					パブリックコメント (10日~24日)
	12月				構想案上程 (7日)	
	1月					
2月				まちづくり委員会 (13日)		
3月				基本構想議決 (20日)		

みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議会則

（名称）

第1条 この会は、「みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議」（以下、「住民会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 住民会議は、みなべ町長期総合計画基本構想策定に向け、ワーキング会議及び策定委員会に政策等を提言することを目的とする。

（活動内容）

第3条 住民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 みなべ町の将来像および政策の検討
- 二 その他、住民会議において必要と認めた事項

（構成）

第4条 住民会議は、区長推薦によるみなべ町在住の住民からなる委員で構成し、これを構成員と称する。

2 前項に掲げる者のほか、必要に応じ学識経験者、行政機関、専門団体等の職員を参加させることができる。

（会長及び会長補佐）

第5条 住民会議に会長1名及び会長補佐2名を置く。

2 会長及び会長補佐は、委員の互選により選出する。

（会長の職務）

第6条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長補佐がその職務を代理する。

（会議の開催）

第7条 会議は会長が召集し議長となる。

2 会議は、公開とする。

（参加者の心得）

第8条 住民会議に参加する者は、次の各号を遵守するものとする。

- 一 構成員は、自由に発言を行うものとする。
 - 二 それぞれの発言を尊重する。
 - 三 発言者の意見、立場を理解しながら、積極的かつ建設的な発言を行う。
 - 四 みなべ町長期総合計画への提言事項は、住民代表によるものであることを認識する。
- 2 参加者は、前項の心得に基づき会議の円滑な運営に努めるものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は平成18年6月30日とし、住民会議への途中入会及び脱会は原則ないものとする。

- 2 互選された会長及び会長補佐の任期は委員任期に準じる。

(会議)

第10条 会議は、大多数の委員が同意を得るまで話し合うものとする。

(事務局)

第11条 住民会議の事務局は、みなべ町企画管財課に置く。

- 2 事務局が行う業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 委員の推薦要請
 - (2) 住民会議の運営補助(開催通知、会場準備等)
 - (3) 住民会議における必要な資料のとりまとめ
 - (4) 会議録の作成
 - (5) 会則第4条第2項の規定により会議に参加する学識経験者等の手配
 - (6) その他、住民会議で必要とした事項

(会則の改正)

第12条 この会則を改正する場合は、出席委員の三分の二以上の同意を必要とする。

(雑則)

第13条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、その都度会議で定めるものとする。

附則

この会則は、平成17年12月15日から施行する。

 みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	字 名	備 考
有 本 義 宣	東 岩 代	
井 出 豊	筋	
上 村 緑	土 井	
尾 崎 剛 通	西 岩 代	会 長
木 下 登吉男	晩 稻	
串 野 勝 一	大 川	会長補佐
坂 本 さわゑ	東 本 庄	
白 神 謹 二	新 町	
田 川 康 彦	東 神 野 川	
谷 省 吾	芝 崎	
土 井 康 州	芝	
中 松 美 穂	徳 蔵	
西 川 洋 子	西 本 庄	
碓 紀代美	熊 岡	
藤 原 弘 行	東 本 庄	
前 山 雅 敏	堺	
松 本 設 夫	片 町	
松 本 美小夜	東 吉 田	会長補佐
室 井 貴 子	南 道	
森 本 治 代	新 庄	
山 下 真紀子	埴 田	
山 下 長 数	千 鹿 浦	
山 中 耕 司	山 内	
山 村 昭 子	大 川	

用語解説

IT (アイ・ティー)

Information Technology (情報技術) の略。パソコンを中心としたハイテク機器やインターネットなど新しい通信、情報技術が急速に発展、普及し、世界の仕組みをかえようとしている。大きな社会の変化、生活の変化をもたらすということから、「IT革命」といわれる。

グローバル化

経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。

コミュニティ、コミュニティ活動

共通の目的や問題意識を持ち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。自治会を始めとして、地域のつながり(地縁)によって集まる地域コミュニティや、個々の関心や趣味など特定のテーマによって集まるテーマコミュニティがある。

ボランティア

一般的に自由意志による自発的・非営利目的で、その対象が公共的である活動をいう。

少子・高齢化

少子化と高齢化が同時に進むこと。日本の少子・高齢化のスピードは世界的に見てもきわめて高速で、このまま少子・高齢化が進むと公的年金をはじめとする社会保障制度が深刻な影響を受けることになる。

地方分権

国と地方公共団体とが、分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

地球温暖化

化石燃料(石炭、石油、天然ガス)の使用その他の産業活動によって「温室効果ガス」(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素(窒素酸化物)、フロンガス)が大気に排出され、そのために地球の温度が上昇することを地球温暖化という。

ガバナンス

主体性、自発性および公益性に基づき、関与する行為者が目的意識を強くもって行う意思決定・

合意形成システム

ガバメント

拘束力、強制力をもつ法制度による権利、義務に基づき、組織の正統性と一貫性を維持しながら行われる意思決定・合意形成システム

NPO(エヌ・ピー・オー)

Non-Profit Organization(非営利団体)の略。営利を目的としない公共的な活動を行う民間団体。平成10年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立した。

バブル経済

バブルとは「泡、あぶく」のことで、バブル経済という場合は、土地や株式などの資産価格が、投機目的によって実体以上に異常に上昇しつづけることをいう。日本でこの用語が一般化したのは、1986年(昭和61)ごろから株価と土地価格の上昇がはじまり、88年と89年(平成元)頃には、はげしい騰貴となって、バブルであることが、だれの目にも明らかとなってからである。

ワークショップ

参加型体験学習の意味で、問題解決やトレーニングの手法として、近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。ワークショップは、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役が、参加者が自発的に発言する環境を整え、参加者全員が体験する形で運営する。

バリアフリー

障害のある人が生活の中で障壁(バリア)となっているものをとりのぞくこと。もともとは建築の言葉として使われ、建物のなかの段差など、障壁をなくす、という意味で使われていた。しかし、現在では、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害をとりのぞく、という意味でもつかわれる。

パートナーシップ

まちづくりなどにおいて、住民、自治会、NPO、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係のことです。

協働

ある課題について関係する住民、自治会、NPO、事業者、行政などの各主体が、共通の目標に向かって対等の立場で協力し合うことです。対等であると同時に、自主的、自律的であること、相互理解があること、目的、情報を共有すること、公開することが重要です。

コミュニティビジネス

地域の多種多様な課題、要望を満たすために、住民が主体となって、地域の資源を活用しながら展開していく地域密着型のビジネス。

里山

一般的には市街地や集落周辺において林産物、有機肥料、薪炭などに利用されてきた林をいう。本市においては薪炭材として大きな役割を占めた。近年、住民に身近な緑として評価されるようになり、生物の生息空間のつながりとして大きな役割を担う。

ライフライン

水道、ガス等の供給処理施設、電気通信施設、交通施設など、人間の生命や生活の維持に直結した構造物。

ボーダーレス

国境を越えて人やモノが活発に動くこと。経済活動などが世界的規模で行われ、国境の概念が薄くなっていくこと。

ホームヘルプ

日常生活に支障がある高齢者、障害者等がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等を行うサービス。

デイサービス

障害者や在宅老人を施設などに送迎し、日帰りで入浴や食事などを提供する支援事業。

みなべ町長期総合計画

(第一次)

平成 19 年 3 月

発行 みなべ町

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

TEL 0739-72-2015 (代表)

編集 企画管財課
